

愛知県地域防災計画（地震災害対策計画）

新旧対照表（案）

地震災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
1	<p>第 1 編 総則 第 1 章 計画の目的・方針 第 2 節 計画の性格及び基本方針 2 地震防災強化計画 〔東海地震に関する地震防災対策強化地域〕 大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第 3 条第 1 項に基づき、強化地域として指定された地域は、次の<u>45 市町村</u>（平成 20 年 1 月 15 日現在）である。 名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、東郷町、長久手町、<u>七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、三好町、設楽町、東栄町、小坂井町</u></p> <p>2 3 東南海・南海地震防災対策推進計画 〔東南海・南海地震防災対策推進地域〕 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項に基づき、推進地域として指定された地域は、次の<u>58 市町村</u>（平成 20 年 1 月 15 日現在）である。 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、東郷町、長久手町、<u>豊山町、春日町、大口町、扶桑町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、三好町、小坂井町</u></p>	<p>第 1 編 総則 第 1 章 計画の目的・方針 第 2 節 計画の性格及び基本方針 2 地震防災強化計画 〔東海地震に関する地震防災対策強化地域〕 大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第 3 条第 1 項に基づき、強化地域として指定された地域は、次の<u>42 市町村</u>（平成 22 年 3 月 22 日現在）である。 名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、<u>みよし市、あま市、東郷町、長久手町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、設楽町、東栄町</u></p> <p>3 東南海・南海地震防災対策推進計画 〔東南海・南海地震防災対策推進地域〕 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項に基づき、推進地域として指定された地域は、次の<u>54 市町村</u>（平成 22 年 3 月 22 日現在）である。 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、<u>みよし市、あま市、東郷町、長久手町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町</u></p>	<p>市町村合併等</p> <p>市町村合併等</p>

地震災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由																				
4	<p>第 2 章 本県の特質と災害要因</p> <p>第 2 節 本県における既往の地震とその被害</p> <p>1 海洋型大地震</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年</th> <th>M</th> <th>地震名</th> <th>死者・行方不明者</th> <th>その他の被害・特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1707年</td> <td>8.4</td> <td>宝永地震</td> <td>—</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	発生年	M	地震名	死者・行方不明者	その他の被害・特徴	1707年	8.4	宝永地震	—	(略)	<p>第 2 章 本県の特質と災害要因</p> <p>第 2 節 本県における既往の地震とその被害</p> <p>1 海洋型大地震</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年</th> <th>M</th> <th>地震名</th> <th>死者・行方不明者</th> <th>その他の被害・特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1707年</td> <td>8.6</td> <td>宝永地震</td> <td>—</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	発生年	M	地震名	死者・行方不明者	その他の被害・特徴	1707年	8.6	宝永地震	—	(略)	理科年表等との整合
発生年	M	地震名	死者・行方不明者	その他の被害・特徴																			
1707年	8.4	宝永地震	—	(略)																			
発生年	M	地震名	死者・行方不明者	その他の被害・特徴																			
1707年	8.6	宝永地震	—	(略)																			
5	<p>第 3 節 社会的条件</p> <p>(1) (略)</p> <p>また、急速な高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大等、<u>災害弱者</u>の増大も見逃せないところである。</p>	<p>第 3 節 社会的条件</p> <p>(1) (略)</p> <p>また、急速な高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大等、<u>災害時要援護者</u>の増大も見逃せないところである。</p>	用語の整理																				
13	<p>第 4 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 県</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>(16) <u>危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</u></td> </tr> </tbody> </table>	県	(16) <u>危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</u>	<p>第 4 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 県</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>(16) <u>危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</u></td> </tr> </tbody> </table>	県	(16) <u>危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</u>	用語の整理																
県	(16) <u>危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</u>																						
県	(16) <u>危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</u>																						
16	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>東海農政局</td> <td>(10) <u>米穀・乾パン等応急食料を調達・供給する。</u> (11) <u>小売店の巡回点検により食料品の需給、価格等の動向を、新消費者総合対策に基づき調査を実施する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	東海農政局	(10) <u>米穀・乾パン等応急食料を調達・供給する。</u> (11) <u>小売店の巡回点検により食料品の需給、価格等の動向を、新消費者総合対策に基づき調査を実施する。</u>	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>東海農政局</td> <td>(10) <u>米穀の応急食料を調達・供給する。</u> (11) <u>食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売り業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</u></td> </tr> </tbody> </table>	東海農政局	(10) <u>米穀の応急食料を調達・供給する。</u> (11) <u>食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売り業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</u>	乾パン備蓄の廃止 東海農政局防災業務計画との整合																
東海農政局	(10) <u>米穀・乾パン等応急食料を調達・供給する。</u> (11) <u>小売店の巡回点検により食料品の需給、価格等の動向を、新消費者総合対策に基づき調査を実施する。</u>																						
東海農政局	(10) <u>米穀の応急食料を調達・供給する。</u> (11) <u>食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売り業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</u>																						

地震災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
27	<p>第 2 編 災害予防 第 1 章 防災協働社会の形成推進 第 1 節 防災協働社会の形成推進</p> <p>1 県（防災局、各部局）及び市町村における措置 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 県及び市町村は、県民、事業者、自主防災組織等とが一体となつて、より幅広い連携による防災活動の推進や県民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるものとする。</p>	<p>第 2 編 災害予防 第 1 章 防災協働社会の形成推進 第 1 節 防災協働社会の形成推進</p> <p>1 県（防災局、各部局）及び市町村における措置 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 県及び市町村は、「<u>新しい公</u>」という考え方を踏まえ、県民、事業者、自主防災組織等と一体となつて、より幅広い連携による防災活動の推進や県民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、<u>あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。</u></p>	対応の明確化
34	<p>第 2 章 建築物等の安全化 第 1 節 建築物の耐震推進</p> <p>4 一般建築物の耐震性の向上促進 (3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進 (財) 愛知県建築住宅センター等の耐震診断を案内するなど、必要に応じ耐震診断及び耐震改修を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努めるものとする。 なお、県は、民間の防災上重要な建築物に対する市町村の耐震診断費補助事業に助成することにより、耐震診断の促進を図るものとする。 (略)</p>	<p>第 2 章 建築物等の安全化 第 1 節 建築物の耐震推進</p> <p>4 一般建築物の耐震性の向上促進 (3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進 (財) 愛知県建築住宅センター等の耐震診断を案内するなど、必要に応じ耐震診断及び耐震改修を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努めるものとする。 なお、県は、民間の<u>特定建築物及び防災上重要な建築物</u>に対する市町村の耐震診断費補助事業に助成することにより、耐震診断の促進を図るものとする。 (略)</p>	支援対策の拡充

地震災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由										
36	<p>第 2 節 交通・ライフライン関係施設等の整備</p> <p>2 道路施設</p> <p>(2) 緊急輸送道路の指定 (略)</p> <p>緊急輸送道路は、次の 2 つに区分するものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第 1 次緊急輸送道路</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 2 次緊急輸送道路</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第 1 次緊急輸送道路	(略)	第 2 次緊急輸送道路	(略)	<p>第 2 節 交通・ライフライン関係施設等の整備</p> <p>2 道路施設</p> <p>(2) 緊急輸送道路の指定 (略)</p> <p>緊急輸送道路は、次の 2 つに区分するものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第 1 次緊急輸送道路</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 2 次緊急輸送道路</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(参考) 緊急用河川敷道路</td> <td>庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、 緊急輸送機能を有する道路</td> </tr> </table>	第 1 次緊急輸送道路	(略)	第 2 次緊急輸送道路	(略)	(参考) 緊急用河川敷道路	庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、 緊急輸送機能を有する道路	説明の追加
第 1 次緊急輸送道路	(略)												
第 2 次緊急輸送道路	(略)												
第 1 次緊急輸送道路	(略)												
第 2 次緊急輸送道路	(略)												
(参考) 緊急用河川敷道路	庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連結し、 緊急輸送機能を有する道路												
42	<p>11 下水道</p> <p>(3) 緊急連絡体制の確立</p> <p>被害の把握や復旧のために、「<u>愛知県下水道事業における災害時応援に関する要領</u>」に基づき、県内関係市町との連絡体制を確立する。</p>	<p>11 下水道</p> <p>(3) 緊急連絡体制の確立</p> <p>被害の把握や復旧のために、「<u>愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領</u>」に基づき、県内関係市町との連絡体制を確立する。</p>	用語の整理										
47	<p>13 農地及び農業用施設</p> <p>(2) ため池等の整備</p> <p>既設の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化しているものが多いため、地震による決壊のおそれがあるものを耐震基準に適合した構造に改修する。<u>また、土砂崩壊の危険の生じた箇所</u>の災害を防止するために、擁壁、水路等の新設及び改修を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>13 農地及び農業用施設</p> <p>(2) ため池等の整備</p> <p>既設の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化しているものが多いため、地震による決壊のおそれがあるものを耐震基準に適合した構造に改修する。</p> <p>(略)</p>	対応の整理										
52	<p>第 3 章 都市の防災化</p> <p>第 2 節 防災街区等整備対策</p> <p>1 県（建設部）における措置</p> <p>(1) 災害危険区域の指定</p> <p>地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、<u>居住の用に供する建築物の建替又は新築を原則として禁止し、人命及び財産に対する被害を防ぐ。</u></p>	<p>第 3 章 都市の防災化</p> <p>第 2 節 防災街区等整備対策</p> <p>1 県（建設部）における措置</p> <p>(1) 災害危険区域の指定</p> <p>地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、<u>居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。</u></p>	対応の整理										

地震災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由						
56	<p>第 5 章 地盤災害の予防</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>第 1 節 土地利用の 適正誘導</td> <td>県、市町村</td> <td>土地利用の<u>適正誘導</u></td> </tr> </table>	第 1 節 土地利用の 適正誘導	県、市町村	土地利用の <u>適正誘導</u>	<p>第 5 章 地盤災害の予防</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>第 1 節 土地利用の 適正誘導</td> <td>県、市町村</td> <td><u>適正かつ安全な土地利用への誘導規制</u></td> </tr> </table>	第 1 節 土地利用の 適正誘導	県、市町村	<u>適正かつ安全な土地利用への誘導規制</u>	風水害計画編との 整合
第 1 節 土地利用の 適正誘導	県、市町村	土地利用の <u>適正誘導</u>							
第 1 節 土地利用の 適正誘導	県、市町村	<u>適正かつ安全な土地利用への誘導規制</u>							
61	<p>第 6 章 防災施設等の整備</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>防災施設・ 設備及び災 害用資機材 の整備</td> <td>県警察</td> <td>3 <u>防災用特殊車両等の整備</u></td> </tr> </table>	防災施設・ 設備及び災 害用資機材 の整備	県警察	3 <u>防災用特殊車両等の整備</u>	<p>第 6 章 防災施設等の整備</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>防災施設・ 設備及び災 害用資機材 の整備</td> <td>県警察</td> <td>3 <u>災害警備用装備資機材の整備</u></td> </tr> </table>	防災施設・ 設備及び災 害用資機材 の整備	県警察	3 <u>災害警備用装備資機材の整備</u>	用語の整理
防災施設・ 設備及び災 害用資機材 の整備	県警察	3 <u>防災用特殊車両等の整備</u>							
防災施設・ 設備及び災 害用資機材 の整備	県警察	3 <u>災害警備用装備資機材の整備</u>							
62	<p>防災施設・設備及び災害用資機材の整備</p> <p>1 県（防災局、建設部、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>(6) 防災用拠点施設の屋上番号標示</p> <p>県は、県庁及び県民事務所・山村振興事務所の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。</p> <p>なお、<u>今後</u>、市役所及び町村役場等の屋上についても、同様の整備に努める。</p>	<p>防災施設・設備及び災害用資機材の整備</p> <p>1 県（防災局、建設部、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>(6) 防災用拠点施設の屋上番号標示</p> <p>県は、県庁及び県民事務所・山村振興事務所の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。</p> <p>なお、<u>市町村は</u>、市役所及び町村役場等の屋上について、同様の整備に努める。</p>	実施主体の明記						
71	<p>第 8 章 火災予防・危険性物質の防災対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>第 5 節 毒物劇薬取扱 施設防災計画</td> <td>県、市町村</td> <td>毒物劇薬取扱施設に対する立入指導の強化</td> </tr> </table>	第 5 節 毒物劇薬取扱 施設防災計画	県、市町村	毒物劇薬取扱施設に対する立入指導の強化	<p>第 8 章 火災予防・危険性物質の防災対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>第 5 節 毒物劇物取扱 施設防災計画</td> <td>県、市町村</td> <td>毒物劇物取扱施設に対する立入指導の強化</td> </tr> </table>	第 5 節 毒物劇物取扱 施設防災計画	県、市町村	毒物劇物取扱施設に対する立入指導の強化	誤記
第 5 節 毒物劇薬取扱 施設防災計画	県、市町村	毒物劇薬取扱施設に対する立入指導の強化							
第 5 節 毒物劇物取扱 施設防災計画	県、市町村	毒物劇物取扱施設に対する立入指導の強化							

地震災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
72	<p>第 1 節 火災予防対策に関する指導</p> <p>3 県（防災局）及び市町村における措置</p> <p>県及び市町村は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>第 1 節 火災予防対策に関する指導</p> <p>3 県（防災局）及び市町村における措置</p> <p>県及び市町村は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、<u>管理者又は占有者</u>に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。</p> <p>（略）</p>	表現の整理
75	<p>第 9 章 津波予防対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>地盤沈下や老朽化に対応した施設</u>の嵩上げ、補強、補修などハード面での対策だけでなく、堤防・護岸施設外の区域などから住民、観光客、漁船等を避難させる必要があるほか、地震の外力や地盤の液状化により、堤防・護岸施設等に被害が生じたり、水門、水路等の決壊などによる不測の事態に対する予防対策を講ずる。</p> <p>第 1 節 津波危険地域等の指定</p> <p>関係市町村における措置</p> <p>(2) 海岸線を有しないが河川遡上の可能性のある市町村 愛西市、<u>小坂井町</u></p>	<p>第 9 章 津波予防対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>地盤沈下や老朽化した施設</u>の嵩上げ、補強、補修などハード面での対策だけでなく、堤防・護岸施設外の区域などから住民、観光客、漁船等を避難させる必要があるほか、地震の外力や地盤の液状化により、堤防・護岸施設等に被害が生じたり、水門、水路等の決壊などによる不測の事態に対する予防対策を講ずる。</p> <p>第 1 節 津波危険地域等の指定</p> <p>関係市町村における措置</p> <p>(2) 海岸線を有しないが河川遡上の可能性のある市町村 愛西市</p>	表現の整理 市町村合併

地震災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由								
79	<p>第 10 章 広域応援体制の整備</p> <p>第 3 節 救援隊等による協力体制の整備</p> <p>1 県（防災局）及び市町村における措置</p> <p>(1) 緊急消防援助隊</p> <p>県及び市町村は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。</p>	<p>第 10 章 広域応援体制の整備</p> <p>第 3 節 救援隊等による協力体制の整備</p> <p>1 県（防災局）及び市町村における措置</p> <p>(1) 緊急消防援助隊</p> <p>県及び市町村は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。</p> <p><u>また、「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」（総務省消防庁）に基づく迅速出動を的確に実施できるように、その準備に努めるものとする。</u></p>	対応の明確化								
90	<p>第 3 編 災害応急対策</p> <p>第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）</p> <p>第 1 節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>1 県（防災局）における措置</p> <p>(1) 県災害対策本部の設置</p> <p>ア 設置・廃止基準</p> <p>(表中)</p> <table border="1" data-bbox="190 991 1025 1321"> <thead> <tr> <th>設置区分</th> <th>設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象予警報等による場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県下に震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 <p>（大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曽川中流はん濫警戒情報、木曽川下流はん濫警戒情報、長良川下流はん濫警戒情報、庄内川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒情報、豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒情報、日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒情報、<u>境川はん濫警戒情報</u>、<u>逢妻川はん濫警戒情報</u>、「愛知県外海大津波」又は「伊勢・三河湾大津波」の津波警報）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置区分	設置基準	気象予警報等による場合	<ul style="list-style-type: none"> 県下に震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 <p>（大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曽川中流はん濫警戒情報、木曽川下流はん濫警戒情報、長良川下流はん濫警戒情報、庄内川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒情報、豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒情報、日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒情報、<u>境川はん濫警戒情報</u>、<u>逢妻川はん濫警戒情報</u>、「愛知県外海大津波」又は「伊勢・三河湾大津波」の津波警報）</p>	<p>第 3 編 災害応急対策</p> <p>第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）</p> <p>第 1 節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>1 県（防災局）における措置</p> <p>(1) 県災害対策本部の設置</p> <p>ア 設置・廃止基準</p> <p>(表中)</p> <table border="1" data-bbox="1057 991 1892 1321"> <thead> <tr> <th>設置区分</th> <th>設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象予警報等による場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県下に震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 <p>（大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曽川中流はん濫警戒情報、木曽川下流はん濫警戒情報、長良川下流はん濫警戒情報、庄内川及び矢田川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒情報、豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒情報、日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒情報、<u>境川・逢妻川はん濫警戒情報</u>、「愛知県外海大津波」又は「伊勢・三河湾大津波」の津波警報）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置区分	設置基準	気象予警報等による場合	<ul style="list-style-type: none"> 県下に震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 <p>（大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曽川中流はん濫警戒情報、木曽川下流はん濫警戒情報、長良川下流はん濫警戒情報、庄内川及び矢田川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒情報、豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒情報、日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒情報、<u>境川・逢妻川はん濫警戒情報</u>、「愛知県外海大津波」又は「伊勢・三河湾大津波」の津波警報）</p>	用語の整理
設置区分	設置基準										
気象予警報等による場合	<ul style="list-style-type: none"> 県下に震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 <p>（大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曽川中流はん濫警戒情報、木曽川下流はん濫警戒情報、長良川下流はん濫警戒情報、庄内川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒情報、豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒情報、日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒情報、<u>境川はん濫警戒情報</u>、<u>逢妻川はん濫警戒情報</u>、「愛知県外海大津波」又は「伊勢・三河湾大津波」の津波警報）</p>										
設置区分	設置基準										
気象予警報等による場合	<ul style="list-style-type: none"> 県下に震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 <p>（大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曽川中流はん濫警戒情報、木曽川下流はん濫警戒情報、長良川下流はん濫警戒情報、庄内川及び矢田川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒情報、豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒情報、日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒情報、<u>境川・逢妻川はん濫警戒情報</u>、「愛知県外海大津波」又は「伊勢・三河湾大津波」の津波警報）</p>										

地震災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由												
91	<p>(3) 災害情報センターの立ち上げ</p> <p>本部の活動を掌理するとともに、各部、現地本部、方面本部、防災関係機関等との連絡・調整を円滑に行い、災害対策活動を強力に推進するため、本部に災害情報センターを置く。</p> <p>災害情報センターの場所は、県本庁舎 6 階の災害情報センター室に設置する。</p> <p>なお、県本庁舎が被災した場合には、愛知県自治センター地下 2 階の会議室（災害情報センター予備室）を充てる。</p> <p>(6) 災害対策本部職員の動員 (非常配備体制)</p> <table border="1" data-bbox="190 718 1025 1181"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 2 非常配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度 5 弱の地震が発生したとき </td> </tr> <tr> <td>第 3 非常配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・震度 5 強以上の地震が発生したとき </td> </tr> </tbody> </table>	区分	参集基準	第 2 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度 5 弱の地震が発生したとき 	第 3 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・震度 5 強以上の地震が発生したとき 	<p>(3) 災害情報センターの立ち上げ</p> <p>本部の活動を掌理するとともに、各部、現地本部、方面本部、防災関係機関等との連絡・調整を円滑に行い、災害対策活動を強力に推進するため、本部に災害情報センターを置く。</p> <p>災害情報センターの場所は、県本庁舎 6 階の災害情報センター室に設置する。</p> <p>なお、県本庁舎が被災した場合には、愛知県自治センター地下 2 階の会議室（災害情報センター予備室）を充てる。</p> <p><u>また、方面本部には災害対策センターを設置する。</u></p> <p>(6) 災害対策本部職員の動員 (非常配備体制)</p> <table border="1" data-bbox="1055 718 1890 1181"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 2 非常配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度 5 弱の地震が発生したとき ・<u>東海地震観測情報が発表されたとき</u> </td> </tr> <tr> <td>第 3 非常配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・震度 5 強以上の地震が発生したとき ・<u>東海地震注意情報が発表されたとき</u> ・警戒宣言が発せられたとき </td> </tr> </tbody> </table>	区分	参集基準	第 2 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度 5 弱の地震が発生したとき ・<u>東海地震観測情報が発表されたとき</u> 	第 3 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・震度 5 強以上の地震が発生したとき ・<u>東海地震注意情報が発表されたとき</u> ・警戒宣言が発せられたとき 	<p>説明の追加</p> <p>非常配備体制の見直し</p>
区分	参集基準														
第 2 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度 5 弱の地震が発生したとき 														
第 3 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・震度 5 強以上の地震が発生したとき 														
区分	参集基準														
第 2 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○準備体制 ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度 5 弱の地震が発生したとき ・<u>東海地震観測情報が発表されたとき</u> 														
第 3 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・震度 5 強以上の地震が発生したとき ・<u>東海地震注意情報が発表されたとき</u> ・警戒宣言が発せられたとき 														
98	<p>第 2 章 通信の運用</p> <p>第 3 節 通信施設の応急措置</p> <p>2 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及び KDDI 株式会社における措置</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>災害対策本部を設置し、通信設備の被災状況把握、早期サービス回復に努めます。</p>	<p>第 2 章 通信の運用</p> <p>第 3 節 通信施設の応急措置</p> <p>2 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及び KDDI 株式会社における措置</p> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>災害対策本部を設置し、通信設備の被災状況把握、早期サービス回復に努める。</p>	<p>表現の整理</p>												

地震災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由						
101	<p>第 3 章 情報の収集・伝達・広報</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="190 331 1023 448"> <tr> <td data-bbox="190 331 392 448">第 2 節 被害状況等の 収集・伝達</td> <td data-bbox="392 331 555 448">県警察本部、 (略)</td> <td data-bbox="555 331 1023 448">(略)</td> </tr> </table>	第 2 節 被害状況等の 収集・伝達	県警察本部、 (略)	(略)	<p>第 3 章 情報の収集・伝達・広報</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1055 331 1888 448"> <tr> <td data-bbox="1055 331 1256 448">第 2 節 被害状況等の 収集・伝達</td> <td data-bbox="1256 331 1420 448">県警察、 (略)</td> <td data-bbox="1420 331 1888 448">(略)</td> </tr> </table>	第 2 節 被害状況等の 収集・伝達	県警察、 (略)	(略)	用語の整理
第 2 節 被害状況等の 収集・伝達	県警察本部、 (略)	(略)							
第 2 節 被害状況等の 収集・伝達	県警察、 (略)	(略)							
104	<p>第 2 節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>4 県警察本部、自衛隊、第四管区海上保安本部及び航空機を所有する各機関の措置</p> <p>大規模な地震が発生し、甚大な被害が予想される場合、<u>県警察本部、自衛隊、第四管区海上保安本部及び航空機を所有する各機関は次の事項に重点を置き、速やかに被害状況の偵察活動を実施し、その結果を災害対策本部災害情報センターに通報するものとする。</u></p>	<p>第 2 節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>4 <u>県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部及び航空機を所有する各機関の措置</u></p> <p>大規模な地震が発生し、甚大な被害が予想される場合、<u>県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部及び航空機を所有する各機関は次の事項に重点を置き、速やかに被害状況の偵察活動を実施し、その結果を災害対策本部災害情報センターに通報するものとする。</u></p>	用語の整理						
106	<p>7 海上流出油等に関する情報の収集・伝達系統 (図中)</p> <table border="1" data-bbox="255 874 539 983"> <tr> <td data-bbox="255 874 539 983">中 部 運 輸 局 交 通 環 境 部 情 報 ・ 防 災 課</td> </tr> </table>	中 部 運 輸 局 交 通 環 境 部 情 報 ・ 防 災 課	<p>7 海上流出油等に関する情報の収集・伝達系統 (図中)</p> <table border="1" data-bbox="1120 874 1404 948"> <tr> <td data-bbox="1120 874 1404 948">中 部 運 輸 局 総 務 部 総 務 課</td> </tr> </table>	中 部 運 輸 局 総 務 部 総 務 課	組織変更				
中 部 運 輸 局 交 通 環 境 部 情 報 ・ 防 災 課									
中 部 運 輸 局 総 務 部 総 務 課									
111	<p>第 4 章 応援協力・派遣要請</p> <p>第 2 節 救援隊等による協力</p> <p>2 県（防災局）における措置（緊急消防援助隊等）</p> <p>県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。</p>	<p>第 4 章 応援協力・派遣要請</p> <p>第 2 節 救援隊等による協力</p> <p>2 県（防災局）における措置（緊急消防援助隊等）</p> <p>県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。</p> <p><u>また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立するものとする。</u></p>	対応の明確化						

地震災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由																
113	<p>第 3 節 自衛隊の災害派遣</p> <p>1 自衛隊における措置</p> <p>(4) 災害派遣の活動範囲</p> <table border="1" data-bbox="188 523 1025 959"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路又は水路の啓開</td> <td>道路又は水路が損壊し、若しくは障害がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。</td> </tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td> <td>救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救護物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。</td> </tr> <tr> <td>救援物資の無償貸与又は譲与</td> <td>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し<u>救援物資</u>を無償貸付し、又は譲与する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救護物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。	救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し <u>救援物資</u> を無償貸付し、又は譲与する。	<p>なお、東海地震及び東南海・南海地震においては、消防庁がそれぞれの地震に対して策定する緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づき、本県の要請がなくとも緊急消防援助隊の出動が行われることから、同様な受け入れ体制を確立するものとする。</p> <p>第 3 節 自衛隊の災害派遣</p> <p>1 自衛隊における措置</p> <p>(4) 災害派遣の活動範囲</p> <table border="1" data-bbox="1052 523 1890 959"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路又は水路の啓開</td> <td>道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。</td> </tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td> <td>救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。</td> </tr> <tr> <td>物資の無償貸与又は譲与</td> <td>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し<u>生活必需品等</u>を無償貸付し、又は救じゆつ品を譲与する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。	物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し <u>生活必需品等</u> を無償貸付し、又は救じゆつ品を譲与する。	防衛省防災業務計画との整合
項目	内容																		
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。																		
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救護物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。																		
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し <u>救援物資</u> を無償貸付し、又は譲与する。																		
項目	内容																		
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。																		
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。																		
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し <u>生活必需品等</u> を無償貸付し、又は救じゆつ品を譲与する。																		
116	<p>第 4 節 ボランティアの受入</p> <p>4 協力が予想されるボランティア団体等</p> <p>(1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体</p> <p>日本赤十字社愛知県支部、(中略)、特定非営利法人NPO愛知ネット</p>	<p>第 4 節 ボランティアの受入</p> <p>4 協力が予想されるボランティア団体等</p> <p>(1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体</p> <p>日本赤十字社愛知県支部、(中略)、特定非営利法人NPO愛知ネット、<u>社会福祉法人愛知県共同募金会、社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会</u></p>	協定締結団体の追加																

地震災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
120	<p>第 5 章 救出・救助対策 第 1 節 救出・救助活動 1 市町村における措置</p> <p>(1) 県警察・第四管区海上保安本部と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容する。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 県警察における措置 (略) ◆附属資料第 5-2「救助用資機材」 ◆附属資料第 10-3「感染症指定医療機関」</p>	<p>第 5 章 救出・救助対策 第 1 節 救出・救助活動 1 市町村における措置</p> <p>(1) <u>市町村は、</u>県警察・第四管区海上保安本部と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容する。</p> <p>(2)～(4) (略) ◆<u>附属資料第 5-2「救助用資機材」</u></p> <p>2 県警察における措置 (略) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p>	<p>実施主体の明記</p> <p>掲載場所の整理</p> <p>掲載場所の整理 誤記</p>
131	<p>第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第 1 節 医療救護 1 県（健康福祉部）における措置</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第 1 節 医療救護 1 県（健康福祉部）における措置</p> <p>(1)～(7) (略) <u>(8) 県は、必要があると認めるときは、医療救護関係機関に対して救護班の編成・派遣等を要請する。</u> <u>(9) (略)</u></p>	<p>対策の明確化</p>
132		<p>7 <u>その他の医療救護関係機関における措置</u> <u>要請を受けた医療救護関係機関は、これに積極的に協力する。</u> ◆<u>附属資料第 15-76「災害時の医療救護に関する協定書（県対県薬剤師会）」</u> ◆<u>附属資料第 15-77「災害時の歯科医療救護に関する協定（県対県歯科医師会）」</u> ◆<u>附属資料第 15-〇「災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書（県対県柔道整復師会）」</u></p>	<p>項目の整理</p> <p>掲載場所の整理</p> <p>協定の新規締結</p>

地震災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由										
133	<p><u>7</u> 医療救護班の編成・派遣等 (略)</p> <p><u>8</u> 救急搬送の実施 (略)</p> <p><u>9</u> 医薬品その他衛生材料の確保 (略)</p> <p>◆附属資料第 15-76 「災害時の医療救護に関する協定書（県対県薬剤師会）」</p> <p>◆附属資料第 15-77 「災害時の歯科医療救護に関する協定（県対県歯科医師会）」</p> <p><u>10</u> 血液製剤の確保 (略)</p> <p><u>11</u> 医薬品等の適正使用に関する活動 (略)</p>	<p><u>8</u> 医療救護班の編成・派遣等 (略)</p> <p><u>9</u> 救急搬送の実施 (略)</p> <p><u>10</u> 医薬品その他衛生材料の確保 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>11</u> 血液製剤の確保 (略)</p> <p><u>12</u> 医薬品等の適正使用に関する活動 (略)</p>	掲載場所の整理										
134	<p><u>12</u> 災害救助法の適用 (略)</p>	<p><u>13</u> 災害救助法の適用 (略)</p>											
136	<p>第 2 節 防疫・保健衛生</p> <p>9 応援協力関係</p> <p>(2) 市町村は、自ら<u>防疫活動</u>の実施が困難な場合、他市町村又は県へ<u>防疫活動</u>の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。</p> <p>(3) 県は、市町村の実施する<u>防疫活動</u>につき、必要があると認めるときは自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。</p>	<p>第 2 節 防疫・保健衛生</p> <p>9 応援協力関係</p> <p>(2) 市町村は、自ら<u>防疫・保健活動</u>の実施が困難な場合、他市町村又は県へ<u>防疫・保健活動</u>の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。</p> <p>(3) 県は、市町村の実施する<u>防疫・保健活動</u>につき、必要があると認めるときは自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。</p>	用語の整理										
138	<p>第 8 章 地域安全・交通・緊急輸送対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">第 1 節 地域安全 対策</td> <td>第四管区海上保安本部</td> <td><u>3</u> 海上犯罪予防のための情報収集、警戒、取締り</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td><u>4</u> 県警察の実施する地域安全活動に対する協力</td> </tr> </table>	第 1 節 地域安全 対策	第四管区海上保安本部	<u>3</u> 海上犯罪予防のための情報収集、警戒、取締り	市町村	<u>4</u> 県警察の実施する地域安全活動に対する協力	<p>第 8 章 地域安全・交通・緊急輸送対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">第 1 節 地域安全 対策</td> <td>第四管区海上保安本部</td> <td><u>2</u> 海上犯罪予防のための情報収集、警戒、取締り</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td><u>3</u> 県警察の実施する地域安全活動に対する協力</td> </tr> </table>	第 1 節 地域安全 対策	第四管区海上保安本部	<u>2</u> 海上犯罪予防のための情報収集、警戒、取締り	市町村	<u>3</u> 県警察の実施する地域安全活動に対する協力	誤記
第 1 節 地域安全 対策	第四管区海上保安本部		<u>3</u> 海上犯罪予防のための情報収集、警戒、取締り										
	市町村	<u>4</u> 県警察の実施する地域安全活動に対する協力											
第 1 節 地域安全 対策	第四管区海上保安本部	<u>2</u> 海上犯罪予防のための情報収集、警戒、取締り											
	市町村	<u>3</u> 県警察の実施する地域安全活動に対する協力											

地震災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
141	<p>第 2 節 交通対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(6) <u>交通安全施設及び交通管制機器の確保</u> <u>緊急交通路の信号機が停電等により滅灯した場合は、信号機電源付加装置により信号機能を保持させ、また、信号柱が倒壊した場合は、可搬式信号機を設置するなどの滅灯対策を実施し、路線上の交通を確保する。</u></p> <p>(7) 交通情報の提供 <u>交通規制を実施した場合は、交通管制システムを有効に活用した広域交通管制及び交通情報の提供を行う。</u></p>	<p>第 2 節 交通対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(6) <u>信号機の滅灯対策</u> <u>信号機が停電等により滅灯した場合は、信号機電源付加、可搬式信号機等を活用するなどの滅灯対策を実施し、災害時における交通の安全を確保する。</u></p> <p>(7) 交通情報の提供 <u>交通情報板等を活用し、交通規制及び道路の被災状況等に係る情報提供を実施する。</u></p>	<p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p>
142	<p>第 3 節 緊急輸送道路の確保</p> <p>1 中部地方整備局における措置</p> <p>(2) 情報の提供 <u>緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、路側放送等を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。</u></p>	<p>第 3 節 緊急輸送道路の確保</p> <p>1 中部地方整備局における措置</p> <p>(2) 情報の提供 <u>緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、道路情報提供システム等を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。</u></p>	<p>対策の整理</p>
144	<p>5 名古屋高速道路公社における措置</p> <p>(2) 一般通行者に対する情報提供 <u>パトロール中の交通管理隊により、一般通行者の安全確保、負傷者の応急手当、車載拡声器による情報提供などを実施するとともに、路上に取り残された一般通行者を避難誘導する。</u></p>	<p>5 名古屋高速道路公社における措置</p> <p>(2) 一般通行者に対する情報提供 <u>パトロール中の交通管理隊により、一般通行者の安全確保、車載拡声器による情報提供などを実施するとともに、路上に取り残された一般通行者を避難誘導する。</u></p>	<p>対策の整理</p>
167	<p>第 13 章 遺体の取扱い</p> <p>第 3 節 遺体の埋火葬</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 身元不明の<u>死体</u>については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。</p> <p>イ 被災地域以外に漂着した<u>死体等</u>のうち身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。</p>	<p>第 13 章 遺体の取扱い</p> <p>第 3 節 遺体の埋火葬</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 身元不明の<u>遺体</u>については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。</p> <p>イ 被災地域以外に漂着した<u>遺体</u>のうち身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。</p>	<p>用語の整理</p>

地震災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由																											
170	<p>第 14 章 交通施設の応急対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="190 331 1025 528"> <tr> <td data-bbox="190 331 365 368">第 4 節</td> <td data-bbox="365 331 555 368">港湾・漁港管</td> <td data-bbox="555 331 1025 368">1(1) 応急工事の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 368 365 405">港湾・漁港施</td> <td data-bbox="365 368 555 405">理者（県、市</td> <td data-bbox="555 368 1025 405">1(2) 県又は自衛隊に対する応急工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 405 365 442">設対策</td> <td data-bbox="365 405 555 442">町村、名古屋</td> <td data-bbox="555 405 1025 442">実施の応援要請</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="365 442 555 478">港管理組合）</td> <td data-bbox="555 442 1025 478">1(3) 県又は自衛隊に対する応急工事</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="555 478 1025 528">実施の応援要請</td> </tr> </table> <p>第 1 節 道路施設対策</p> <p>1 道路管理者（中部地方整備局、県（建設部）、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置</p> <p>(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報交換</p> <p>被害を受けた道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、道路パトロールカーによる巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、<u>関係機関と密接な情報交換を行う。</u></p> <p>第 15 章 ライフライン施設の応急対策</p> <p>第 2 節 ガス施設対策</p>	第 4 節	港湾・漁港管	1(1) 応急工事の実施	港湾・漁港施	理者（県、市	1(2) 県又は自衛隊に対する応急工事	設対策	町村、名古屋	実施の応援要請		港管理組合）	1(3) 県又は自衛隊に対する応急工事			実施の応援要請	<p>第 14 章 交通施設の応急対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1055 331 1890 488"> <tr> <td data-bbox="1055 331 1229 368">第 4 節</td> <td data-bbox="1229 331 1420 368">港湾・漁港管</td> <td data-bbox="1420 331 1890 368">1(1) 応急工事の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1055 368 1229 405">港湾・漁港施</td> <td data-bbox="1229 368 1420 405">理者（県、市</td> <td data-bbox="1420 368 1890 405">1(2) 県又は自衛隊に対する応急工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1055 405 1229 442">設対策</td> <td data-bbox="1229 405 1420 442">町村、名古屋</td> <td data-bbox="1420 405 1890 442">実施の応援要請</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1229 442 1420 478">港管理組合）</td> <td data-bbox="1420 442 1890 478"><u>(削除)</u></td> </tr> </table> <p>第 1 節 道路施設対策</p> <p>1 道路管理者（中部地方整備局、県（建設部）、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置</p> <p>(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報交換</p> <p>被害を受けた道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、道路パトロールカーによる巡視等の実施により、<u>道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</u></p> <p>第 15 章 ライフライン施設の応急対策</p> <p>第 2 節 ガス施設対策</p>	第 4 節	港湾・漁港管	1(1) 応急工事の実施	港湾・漁港施	理者（県、市	1(2) 県又は自衛隊に対する応急工事	設対策	町村、名古屋	実施の応援要請		港管理組合）	<u>(削除)</u>	<p>重複記載の削除</p> <p>対策の整理</p>
第 4 節	港湾・漁港管	1(1) 応急工事の実施																												
港湾・漁港施	理者（県、市	1(2) 県又は自衛隊に対する応急工事																												
設対策	町村、名古屋	実施の応援要請																												
	港管理組合）	1(3) 県又は自衛隊に対する応急工事																												
		実施の応援要請																												
第 4 節	港湾・漁港管	1(1) 応急工事の実施																												
港湾・漁港施	理者（県、市	1(2) 県又は自衛隊に対する応急工事																												
設対策	町村、名古屋	実施の応援要請																												
	港管理組合）	<u>(削除)</u>																												
178	<p>2 社団法人愛知県エルピーガス協会における措置</p> <p>(4) 応援の要請</p> <p>被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。</p> <p>必要に応じ、<u>社団法人日本エルピーガス連合会</u>に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。</p>	<p>2 社団法人愛知県エルピーガス協会における措置</p> <p>(4) 応援の要請</p> <p>被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。</p> <p>必要に応じ、<u>社団法人エルピーガス協会</u>に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。</p>	<p>名称変更</p>																											

地震災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由																														
181	<p>第 16 章 住宅対策 ■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3 日</th> <th>1 週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○応急危険度判定支援本部の設置 ○応急危険度判定活動の支援 ○被災住宅の調査 《公営・民間住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《応急仮設住宅の建設》 ○建設用地の確保 ○応援協力の要請 《住宅の応急修理》 ○応援協力の要請 ○応急修理の実施 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○応急危険度判定実施本部の設置 ○応急危険度判定活動の実施 《公営・民間住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3 日	1 週間	復旧対応期	県	<ul style="list-style-type: none"> ○応急危険度判定支援本部の設置 ○応急危険度判定活動の支援 ○被災住宅の調査 《公営・民間住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《応急仮設住宅の建設》 ○建設用地の確保 ○応援協力の要請 《住宅の応急修理》 ○応援協力の要請 ○応急修理の実施 				市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○応急危険度判定実施本部の設置 ○応急危険度判定活動の実施 《公営・民間住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 				<p>第 16 章 住宅対策 ■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3 日</th> <th>1 週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 《<u>応急危険度判定の実施</u>》 ○応急危険度判定支援本部の設置 ○応急危険度判定活動の支援 《公営・民間住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《応急仮設住宅の建設》 ○建設用地の確保 ○応援協力の要請 《住宅の応急修理》 ○応援協力の要請 ○応急修理の実施 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 《<u>応急危険度判定の実施</u>》 ○応急危険度判定実施本部の設置 ○応急危険度判定活動の実施 《<u>被災住宅等の調査</u>》 ○被災住宅等の調査 《公営・民間住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《<u>応急仮設住宅の建設</u>》 ○建設用地の確保 ○応援協力の要請 ○入居意向調査の実施 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3 日	1 週間	復旧対応期	県	<ul style="list-style-type: none"> 《<u>応急危険度判定の実施</u>》 ○応急危険度判定支援本部の設置 ○応急危険度判定活動の支援 《公営・民間住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《応急仮設住宅の建設》 ○建設用地の確保 ○応援協力の要請 《住宅の応急修理》 ○応援協力の要請 ○応急修理の実施 				市町村	<ul style="list-style-type: none"> 《<u>応急危険度判定の実施</u>》 ○応急危険度判定実施本部の設置 ○応急危険度判定活動の実施 《<u>被災住宅等の調査</u>》 ○被災住宅等の調査 《公営・民間住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《<u>応急仮設住宅の建設</u>》 ○建設用地の確保 ○応援協力の要請 ○入居意向調査の実施 				<p>対策の整理</p>
機関名	発災	3 日	1 週間	復旧対応期																													
県	<ul style="list-style-type: none"> ○応急危険度判定支援本部の設置 ○応急危険度判定活動の支援 ○被災住宅の調査 《公営・民間住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《応急仮設住宅の建設》 ○建設用地の確保 ○応援協力の要請 《住宅の応急修理》 ○応援協力の要請 ○応急修理の実施 																																
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○応急危険度判定実施本部の設置 ○応急危険度判定活動の実施 《公営・民間住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 																																
機関名	発災	3 日	1 週間	復旧対応期																													
県	<ul style="list-style-type: none"> 《<u>応急危険度判定の実施</u>》 ○応急危険度判定支援本部の設置 ○応急危険度判定活動の支援 《公営・民間住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《応急仮設住宅の建設》 ○建設用地の確保 ○応援協力の要請 《住宅の応急修理》 ○応援協力の要請 ○応急修理の実施 																																
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 《<u>応急危険度判定の実施</u>》 ○応急危険度判定実施本部の設置 ○応急危険度判定活動の実施 《<u>被災住宅等の調査</u>》 ○被災住宅等の調査 《公営・民間住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《<u>応急仮設住宅の建設</u>》 ○建設用地の確保 ○応援協力の要請 ○入居意向調査の実施 																																
182	<p>第 1 節 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定 1 県（建設部）における措置 (2) 応急危険度判定活動の支援 実施本部は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して判定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われるよう努める。</p>	<p>第 1 節 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定 1 県（建設部）における措置 (2) 応急危険度判定活動の支援 支援本部は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して判定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われるよう努める。</p>	<p>誤記</p>																														

地震災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
182	<p>2 市町村における措置 (1)・(2) (略) ◆附属資料第 15-57「愛知県被災建築物応急危険度判定要綱」</p> <p>第 2 節 被災住宅の調査 県（建設部）における措置 県は地震災害のため住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な次の調査を実施する。</p> <p>(1) 被害状況 (2) 被災地における住民の動向及び市町村の住宅に関する要望事項</p> <p>(3) 市町村の住宅に関する緊急措置の状況及び予定 (4) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等 (5) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項</p>	<p>2 市町村における措置 (1)・(2) (略) ◆附属資料第 15-57「愛知県被災建築物応急危険度判定要綱」 ◆附属資料第 15-〇「被災宅地危険度判定実施要領」</p> <p>第 2 節 被災住宅等の調査 1 県（建設部）における措置 県は地震災害のため住家に被害が生じた場合、<u>公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な以下の事項について状況把握を行う。</u></p> <p>(1) <u>住宅の被害状況</u> (2) 被災地における住民の動向及びこれを踏まえた住宅に関する市町村の要望事項 (3) <u>住宅に関する市町村の緊急措置の状況及び予定</u> (4) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等 (5) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項</p> <p>2 市町村における措置 <u>市町村は地震災害のため住家に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な次の調査を実施する。</u></p> <p>(1) <u>住宅の被害状況</u> (2) <u>被災地における住民の動向</u> (3) <u>応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等</u> (4) <u>その他住宅の応急対策実施上の必要な事項</u></p>	<p>追加</p> <p>住宅以外も含む</p> <p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p>

地震災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
187	<p>第 4 節 応急仮設住宅の建設 県（建設部）における措置</p> <p>(1) 建設用地の確保</p> <p>ア 県は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市町村が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定する。</p> <p><u>なお、国は、県から応急仮設住宅建設用地の要請があり、必要があると認めるときは、その管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより無償貸付等の措置を適切に行うものとする。</u></p> <p>また、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。</p> <p>(2) 応急仮設住宅の建設 (略)</p> <p>(3) 応援協力の要請 (略)</p> <p>第 17 章 応急教育 第 1 節 教育施設及び教職員の確保</p> <p>1 県（教育委員会）、市町村及び国立・私立学校設置者（管理者）における措置</p> <p>(1) 応急な教育施設の確保と応急な教育の実施</p> <p>オ 校舎等が集団避難施設となる場合</p> <p>授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市町村と協議を行い、<u>早期授業の再開を図る。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第 4 節 応急仮設住宅の建設 県（建設部）における措置</p> <p><u>(1) 応援協力の要請</u> (略)</p> <p><u>(2) 建設用地の確保</u></p> <p>ア 県は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市町村が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。</u></p> <p><u>(3) 応急仮設住宅の建設</u> (略)</p> <p>第 17 章 応急教育 第 1 節 教育施設及び教職員の確保</p> <p>1 県（教育委員会）、市町村及び国立・私立学校設置者（管理者）における措置</p> <p>(1) 応急な教育施設の確保と応急な教育の実施</p> <p>オ 校舎等が集団避難施設となる場合</p> <p>授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について、市町村と協議を行い、<u>授業の早期再開を図る。</u></p> <p>(略)</p>	<p>項目を時系列に整理</p> <p>対応の整理</p> <p>表現の整理</p>

地震災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由						
189	<p>第 4 編 災害復旧 第 1 章 民生安定のための緊急措置</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 地震災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊して極度の混乱状態にあるため、県は災害救助法を適用し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="190 603 1025 756"> <tr> <td data-bbox="190 603 365 756">第 1 節 義援金その他資金等による支援</td> <td data-bbox="365 603 555 756">県</td> <td data-bbox="555 603 1025 756">1(1) 義援金品の受付、配分 1(2) 災害見舞金の支給</td> </tr> </table>	第 1 節 義援金その他資金等による支援	県	1(1) 義援金品の受付、配分 1(2) 災害見舞金の支給	<p>第 4 編 災害復旧 第 1 章 民生安定のための緊急措置</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 地震災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊している極度の混乱状態にある場合、県は災害救助法を適用し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1055 603 1890 756"> <tr> <td data-bbox="1055 603 1229 756">第 1 節 義援金その他資金等による支援</td> <td data-bbox="1229 603 1420 756">県</td> <td data-bbox="1420 603 1890 756">1(1) 義援金の受付、配分 1(2) 災害見舞金の支給</td> </tr> </table>	第 1 節 義援金その他資金等による支援	県	1(1) 義援金の受付、配分 1(2) 災害見舞金の支給	<p>表現の整理</p> <p>対策の整理</p>
第 1 節 義援金その他資金等による支援	県	1(1) 義援金品の受付、配分 1(2) 災害見舞金の支給							
第 1 節 義援金その他資金等による支援	県	1(1) 義援金の受付、配分 1(2) 災害見舞金の支給							
190	<p>第 1 節 義援金その他資金等による支援</p> <p>1 県（出納事務局、健康福祉部）における措置</p> <p>(1) 義援金品の受付、配分</p> <p>各方面から被災者に対して寄託される義援金品を受け付け、被害状況に応じた配分計画をたて、市町村に寄託して配分する。</p> <p>4 県社会福祉協議会における措置</p> <p>「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり 150 万円以内で災害援護資金の貸付けを行う。 (費用負担:国 2/3、県 1/3) (略)</p>	<p>第 1 節 義援金その他資金等による支援</p> <p>1 県（出納事務局、健康福祉部）における措置</p> <p>(1) 義援金の受付、配分</p> <p>各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、被害状況に応じた配分計画をたて、市町村に寄託して配分する。</p> <p>4 県社会福祉協議会における措置</p> <p>「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり 150 万円を貸付上限額の目安として災害援護資金の貸し付けを行う。(費用負担:2/3、県 1/3) (略)</p>	<p>対策の整理</p> <p>制度の変更</p>						

地震災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
191	<p><u>7 災害生業資金の貸付</u> (略)</p> <p><u>8 農林漁業災害資金</u> (2) 株式会社日本政策金融公庫資金 農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。</p> <p><u>9 中小企業復興資金</u> (略)</p> <p><u>10 住宅復興資金</u> (略)</p> <p><u>11 激甚災害特別貸付金</u> (略)</p> <p>第 2 章 公共施設等災害復旧対策 第 2 節 激甚災害の指定</p>	<p>(削除)</p> <p><u>7 農林漁業災害資金</u> (2) 株式会社日本政策金融公庫資金 農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金及び経営再建資金等を融資する。</p> <p><u>8 中小企業復興資金</u> (略)</p> <p><u>9 住宅復興資金</u> (略)</p> <p><u>10 激甚災害特別貸付金</u> (略)</p> <p>第 2 章 公共施設等災害復旧対策 第 2 節 激甚災害の指定</p>	<p>項目の整理</p> <p>制度の変更</p>
197	<p><u>3 激甚災害に係る財政援助措置</u> (4) その他の財政援助及び助成 カ <u>罹災者公営住宅建設事業</u>に対する補助の特例</p>	<p><u>3 激甚災害に係る財政援助措置</u> (4) その他の財政援助及び助成 カ <u>罹災者公営住宅建設等事業</u>に対する補助の特例</p>	<p>誤記</p>

地震災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由												
201	<p>第 5 編 東海地震に関する事前対策 第 1 章 対策の意義 第 2 節 東海地震に関する情報 1 情報の種類 (表中)</p> <table border="1" data-bbox="190 446 1025 715"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容等</th> <th>防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震観測情報</td> <td>東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表される。なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、この情報の中で、<u>安心情報である旨</u>明記して発表される。</td> <td>情報収集 連絡体制</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容等	防災対応	東海地震観測情報	東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表される。なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、この情報の中で、 <u>安心情報である旨</u> 明記して発表される。	情報収集 連絡体制	<p>第 5 編 東海地震に関する事前対策 第 1 章 対策の意義 第 2 節 東海地震に関する情報 1 情報の種類 (表中)</p> <table border="1" data-bbox="1055 446 1890 746"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容等</th> <th>防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震観測情報</td> <td>東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に、この情報文の冒頭で「東海地震との関連性を調査中」と明記して発表される。なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、「東海地震観測情報（調査中）を解除」と明記して発表される。</td> <td>情報収集 連絡体制</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容等	防災対応	東海地震観測情報	東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に、この情報文の冒頭で「東海地震との関連性を調査中」と明記して発表される。なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、「東海地震観測情報（調査中）を解除」と明記して発表される。	情報収集 連絡体制	情報文の変更
種類	内容等	防災対応													
東海地震観測情報	東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表される。なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、この情報の中で、 <u>安心情報である旨</u> 明記して発表される。	情報収集 連絡体制													
種類	内容等	防災対応													
東海地震観測情報	東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に、この情報文の冒頭で「東海地震との関連性を調査中」と明記して発表される。なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、「東海地震観測情報（調査中）を解除」と明記して発表される。	情報収集 連絡体制													
203	<p>第 2 章 地震災害警戒本部の設置等 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="190 861 1025 1061"> <tbody> <tr> <td>第 1 節 地震災害警戒本部の設置等</td> <td>県</td> <td>1(1) <u>東海地震注意情報発表時における県地震災害警戒本部開設準備室の設置</u> 1(2) 警戒宣言発令時における県地震災害警戒本部の設置</td> </tr> </tbody> </table>	第 1 節 地震災害警戒本部の設置等	県	1(1) <u>東海地震注意情報発表時における県地震災害警戒本部開設準備室の設置</u> 1(2) 警戒宣言発令時における県地震災害警戒本部の設置	<p>第 2 章 地震災害警戒本部の設置等 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1055 861 1890 1061"> <tbody> <tr> <td>第 1 節 地震災害警戒本部の設置等</td> <td>県</td> <td>1(1) <u>東海地震観測情報又は東海地震注意情報発表時における県災害対策本部の設置</u> 1(2) 警戒宣言発令時における県地震災害警戒本部の設置</td> </tr> </tbody> </table>	第 1 節 地震災害警戒本部の設置等	県	1(1) <u>東海地震観測情報又は東海地震注意情報発表時における県災害対策本部の設置</u> 1(2) 警戒宣言発令時における県地震災害警戒本部の設置	非常配備体制の見直し						
第 1 節 地震災害警戒本部の設置等	県	1(1) <u>東海地震注意情報発表時における県地震災害警戒本部開設準備室の設置</u> 1(2) 警戒宣言発令時における県地震災害警戒本部の設置													
第 1 節 地震災害警戒本部の設置等	県	1(1) <u>東海地震観測情報又は東海地震注意情報発表時における県災害対策本部の設置</u> 1(2) 警戒宣言発令時における県地震災害警戒本部の設置													

地震災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
204	<p>第 1 節 地震災害警戒本部の設置等</p> <p>1 県（防災局）における措置</p> <p>(1) <u>東海地震注意情報が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県地震災害警戒本部開設準備室を設置する。</u></p> <p>(2) <u>知事は、警戒宣言が発せられた場合は直ちに県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という。）を設置するものとし、災害対策基本法第 23 条第 1 項に基づく災害対策本部が設置された場合は、県警戒本部は自動的に廃止される。また、大震法第 9 条第 3 項に基づく警戒宣言解除があったときは、県警戒本部を速やかに廃止するものとする。</u></p> <p>(3) 県の地震防災応急対策要員の参集 知事は、次のとおり県職員に参集を命ずるものとする。 <u>ア 指示の時期：東海地震注意情報が発表された時、又は警戒宣言が発せられた時</u></p> <p><u>イ 態勢：地震警戒非常配備</u> なお、地震警戒非常配備の詳細及び職員の参集方法は、愛知県災害対策実施要綱による。 ただし、県警察については、警察本部長が別に定めるところによる。</p>	<p>第 1 節 地震災害警戒本部の設置等</p> <p>1 県（防災局）における措置</p> <p>(1) <u>東海地震観測情報又は東海地震注意情報が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部を設置する。</u></p> <p>(2) <u>知事は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という。）を設置する。</u></p> <p>(3) 県の地震防災応急対策要員の参集 知事は、次のとおり県職員に参集を命ずるものとする。</p> <p>ただし、県警察については、警察本部長が別に定めるところによる。</p> <p><u>ア 東海地震観測情報が発表された時</u> <u>第 2 非常配備（警戒体制）</u></p> <p><u>イ 東海地震注意情報が発表された時又は警戒宣言が発せられた時</u> <u>第 3 非常配備</u></p>	<p>非常配備体制の見直し</p>

地震災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）			改 正 案			改正理由
217	第 4 章 発災に備えた直前対策 ■ 主な機関の措置			第 4 章 発災に備えた直前対策 ■ 主な機関の措置			記載漏れ
	第 6 節 バス	中部運輸局	(略)	第 6 節 バス	中部運輸局 路線バス事業者	(略) <u>乗客等の安全確保のため、原則として、強化地域において次の措置を講ずる。</u> 2(1) <u>危険箇所、避難地の調査及び従業員への周知徹底</u> 2(2) <u>警戒宣言発令時等の情報収集・伝達経路の決定</u> 2(3) <u>乗客に対する警戒宣言発令時の対応案内等（東海地震注意情報発表）</u> 2(4) <u>車両の運行中止及び旅客に対する避難地の教示（警戒宣言発令）</u> 2(5) <u>車両の営業所への回送</u> 2(6) <u>滞留旅客に対する情報提供及び最寄避難地、運行中止措置の案内・広報</u>	
	第 11 節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店	1(2) <u>保健会社への措置</u>	第 11 節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店	1(2) <u>保険会社への措置</u>	
219	第 12 節 郵政事業 対策	郵便事業株式会社	1(1) 強化地域内 イ 窓口取扱い事務の種類、取扱時間等の <u>店頭提示</u>	第 12 節 郵政事業 対策	郵便事業株式会社	1(1) 強化地域内 イ 窓口取扱い事務の種類、取扱時間等を <u>社屋前に掲示</u>	対策の整理 誤記
		郵便局株式会社	(略)		郵便局株式会社	(略)	
		路線バス事業者	(略)				

地震災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由												
226	<p>第 4 節 道路交通対策</p> <p>1 県公安委員会における措置</p> <p>(2) 交通規制の内容</p> <p>イ 広域交通規制</p> <p>広域交通検問所</p> <table border="1" data-bbox="190 448 893 528"> <tr> <td>豊川インター</td> <td>豊川市麻生田町</td> <td>東名高速道路</td> </tr> <tr> <td>小牧東インター</td> <td>小牧市大字野口</td> <td>中央道（西宮線）</td> </tr> </table>	豊川インター	豊川市麻生田町	東名高速道路	小牧東インター	小牧市大字野口	中央道（西宮線）	<p>第 4 節 道路交通対策</p> <p>1 県公安委員会における措置</p> <p>(2) 交通規制の内容</p> <p>イ 広域交通規制</p> <p>広域交通検問所</p> <table border="1" data-bbox="1055 448 1758 528"> <tr> <td>豊川インター</td> <td>豊川市麻生田町</td> <td>東名高速道路</td> </tr> <tr> <td>小牧東インター</td> <td>小牧市大字野口</td> <td>中央道（西宮線）</td> </tr> </table>	豊川インター	豊川市麻生田町	東名高速道路	小牧東インター	小牧市大字野口	中央道（西宮線）	<p>罫線の追加</p>
豊川インター	豊川市麻生田町	東名高速道路													
小牧東インター	小牧市大字野口	中央道（西宮線）													
豊川インター	豊川市麻生田町	東名高速道路													
小牧東インター	小牧市大字野口	中央道（西宮線）													
236	<p>第 11 節 金融対策</p> <p>1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置</p> <p>(1) 預金取扱金融機関への措置</p> <p>ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) <u>発災後の業務の円滑な遂行に向けた応急措置</u></p> <p><u>発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等についての適切な応急措置を講ずる。</u></p> <p>(カ) <u>混乱の未然防止</u></p> <p><u>その他、地域の金融上の混乱の未然防止に十分配慮する。</u></p>	<p>第 11 節 金融対策</p> <p>1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置</p> <p>(1) 預金取扱金融機関への措置</p> <p>ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) <u>発災後の応急措置</u></p> <p><u>発災後の預金取扱金融機関の応急措置については、第 4 編第 1 章第 2 節 1(2)アに基づき、適時、的確な措置を講ずる。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>金融庁監督指針との整合</p>												
237	<p>(2) 保険会社への措置</p> <p>ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p>	<p>(2) 保険会社への措置</p> <p>ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) <u>発災後の保険会社の応急措置については、第 4 編第 1 章第 2 節 1(2)イに基づき、適時、的確な措置を講ずる。</u></p>	<p>金融庁監督指針との整合</p>												

地震災害対策計画

頁	現行（平成 21 年 6 月修正）	改 正 案	改正理由
237	<p>(3) 火災共済協同組合への措置 ア 強化地域内に事務所等を置く組合の警戒宣言時の対応について (ア)～(エ) (略)</p> <p>イ <u>当該強化地域外に事務所等を置く組合の警戒宣言時の対応について組合において、地震防災対策強化地域内の事務所等が業務停止等の措置を取った場合であっても、当該業務停止等の措置を取った当該強化地域外の事務所等においては平常どおり業務を行う。</u></p> <p>(4) 証券会社への措置 ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く証券会社の警戒宣言時の対応 (ア)～(エ) (略) (オ) <u>発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等についての適切な応急措置を講ずる。</u> (カ) <u>その他、地域の投資家保護に十分配慮する。</u></p>	<p>(3) 火災共済協同組合への措置 ア 強化地域内に事務所等を置く組合の警戒宣言時の対応 (ア)～(エ) (略) (オ) <u>発災後の組合の応急措置については、第 4 編第 1 章第 2 節 1(2)ウに基づき、適時、的確な措置を講ずる。</u></p> <p>イ 強化地域外に事務所等を置く組合の警戒宣言時の対応 強化地域内の事務所等が業務停止等の措置を取った場合であっても、強化地域外の事務所等においては平常どおり業務を行う。</p> <p>(4) 証券会社への措置 ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く証券会社の警戒宣言時の対応 (ア)～(エ) (略) (オ) <u>発災後の証券会社等の応急措置については、第 4 編第 1 章第 2 節 1(2)エに基づき、適時、的確な措置を講ずる。</u> <u>(削除)</u></p>	<p>表現の整理</p> <p>金融庁監督指針との整合 表現の整理</p> <p>金融庁監督指針との整合</p>